

佐久市工事の前金払に関する取扱規程

平成17年4月1日

訓令第56号

改正 平成20年12月26日訓令第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条の規定に基づき、公共工事の前金払保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の行う保証に係る公共工事の代価の前金払をする場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(範囲)

第2条 前金払のできる範囲は、次に定めるところによる。

(1) 1件の請負代金額が300万円以上の土木又は建築に関する工事で、その工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費

(2) 契約価格が1,000万円以上で納入までに3か月以上の期間を要する土木又は建築の用に供するために発注する機械類(各種機械、車両、器具及びこれらの部品)の製造に要する経費

(3) 1件の請負代金額が300万円以上で履行期間が3か月以上を要する土木又は建築に関する工事の設計及び調査(直接工事に関連するものに限り、用地取得のための調査等を除く。)で、その設計及び調査の材料費、労務費、機械購入費(当該設計及び調査において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費

(4) 1件の請負代金額が300万円以上で履行期間が3か月以上を要する測量で、その測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該測量において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕料及び保証料に相当する額として必要な経費。ただし、土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影であって、次のいずれかに該当する請負代金額に限るものとする。

ア 測量法(昭和24年法律第188号)に規定する基本測量、公共測量並びに基本測量及び公共測量以外の測量

イ 土木又は建築に関する工事に関する測量

(割合)

第3条 前金払ができる額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1号に掲げる経費 請負代金額の10分の4以内の額

(2) 前条第2号、第3号及び第4号に掲げる経費 請負代金額の10分の3以内の額

2 前金払をした後において、変更等の事由により請負代金額を減額した場合においては、先に支払った前払金の額を超えない範囲において、前項第1号に掲げる経費については変更後の請負代金額に対し10分の5の割合に達するまで、同項第2号に掲げる経費については変更後の請負代金額に対し10分の4の割合に達するまでは、それぞれこれを前金払として認めることができる。

3 予算執行者は、契約締結に当たり財政事情等を十分考慮して前金払の割合を定めなければならない。

(保証証書の寄託及び保管)

第4条 事業を所管する課等の長が前金払保証証書(以下「保証証書」という。)の寄託を受ける場合においては、保証証書原本のほか、その写し2通の提出を求め、原本については、預書(別記様式)を発行し、保管するものとする。

2 保証証書は、当該工事が完成し、請負者の債務が完済された後に預書と引換えに当該請負者に返還するものとする。

(前払金管理及び使途の監査)

第5条 支払済の前払金については、その管理及び使途について、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第27条及び前払金保証約款第15条の規定により保証事業会社をして厳正な監査を行わせるとともに、次に定める処置をとるものとする。

(1) 予算執行者は、請負者、保証事業会社又はその指定銀行から要請があったときは、適宜証明資料を発行し、前払金の不当使用の阻止に努めること。

(2) 前払金の使途が適正でないと認めるときは、保証事業会社をして以後の前払金の払出しを中止させること。

(保証金の請求)

第6条 保証金の請求をするときは、保証金請求書に保証金請求金額計算書、当該請負契約解除時の出来形調書及び保証証書(変更保証証書を含む。)の原本を添えて保証事業会社に請求の手続をするものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名の通知を行う契約に係る工事等から適用する。

書 預 書 書 券 證 證 證 險 保 保 保

様

印

記

- 所管部課名等